

### 3. 農業農村整備事業負担割合一覧表

#### ● 県営事業

区分	事業名		負担率				
			国	県	市町村	その他	
農業生産基盤整備・保全事業	水利施設整備事業 基幹水利施設整備型	一般型 ※ ( ) はダムに係る分 ※ H23新規地区以降適用	50	25 (40)	10	15 (-)	
	水利施設整備事業 排水対策特別型	排水対策特別型 ※ H23新規地区以降適用	50	25	10	15	
	水利施設整備事業 基幹水利施設保全型	基幹水利施設ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定)	50	25	25		
		対策工事及び緊急補修工事	50	25 [30]	10	15 [10]	
	農業水利施設保全合理化事業	管理省力化施設整備事業	50	25	25		
	農山漁村地域復興基盤 総合整備事業 (水利施設整備事業)	(一般地域に適用)	75	17	8		
	農地整備事業  (旧一般型)	※ [ ] はH22新規地区まで適用 ※ < > はH17まで新規地区及びH19まで 新規2期地区に適用 ※ 【 】 はH12まで新規地区適用 ※ ( ) は中山間地域に適用	50 (55)	27.5 [30] <32.5> 【35】	10 (5)	12.5 [10] <7.5> 【5】	
	(旧面的集積型) ※ 農業競争力強化基盤整備, 農 山漁村地域整備交付金及び農村 地域復興再生基盤総合整備事業	※ [ ] はH18~22新規地区適用 ※ < > はH17まで新規地区適用 ※ 【 】 は~H12まで新規地区適用 ※ ( ) は中山間地域に適用	50 (55)	27.5 [30] <32.5> 【35】	10 (5)	12.5 [10] <7.5> 【5】	
	(旧農業生産法人等育成型)	( ) は中山間地域に適用	50 (55)	27.5	10 (7.5)	12.5 (10)	
	(農山漁村地域復興基盤 総合整備事業)	(移行地区)					
		一般地域	※ 【 】 はH25以降一般地域 ※ < > はH23・H24一般地域	75	【16.5】 <16.1842>	【6.0】 <6.3158>	2.5
		中山間 地域	※ 【 】 はH25以降中山間地域 ※ < > はH23・H24中山間地域	77.5	【15.95】 <15.6823>	【4.3】 <4.5677>	2.25
		(新規地区：H24以降新規地区)		75	17	8	
	県営農道整備事業 (広域農道)		50	36	14		
	(基幹農道)		50	11/30	4/30		
(一般農道)	一般・樹園地	50	30	20			
	集落間	50	30	20			
(農道保全対策)	点検診断 保全対策 緊急対策 ※ ( ) は, 旧農道環境整備事業	50 (45)	25 (33)	25 (22)			

区分	事業名	負担率				
		国	県	市町村	その他	
	防災ダム事業	防災ダム工事	55	39	6	
	ため池等整備事業	防災ため池 (大規模)	55	34	11	
		(小規模)	50	34	16	
		地震対策ため池 (大規模) 70ha以上	55	34	11	
		(小規模) 7ha以上	50	34	16	
		一般ため池 (大規模) 100ha以上 (中山間地域70ha以上) ※ [ ] はH23新規地区以降適用	55 [55]	34 [28]	11 [17]	
		一般ため池 (小規模) 40ha以上100ha未満 ※ [ ] はH23新規地区以降適用 ※ < > は中山間地域 (H25以降適用)	50 [50] <55>	39 [33] <33>	11 [17] <16>	
		一般ため池 (小規模) 10ha以上40ha未満 ※ [ ] はH23新規地区以降適用 ※ < > は中山間地域 (H25以降適用)	50 [50] <55>	39 [29] <39>	11 [21] <6>	
	用排水施設等整備事業	湛水防除(大規模)基幹施設 400ha以上	55	37	8	
		湛水防除(大規模)その他施設 1,000ha以上	55	37	8	
		湛水防除(小規模)基幹施設 30~400ha未満 ※ < > は中山間地域 (H25以降適用)	50 <55>	37 <37>	13 <8>	
		湛水防除(小規模)その他施設 100ha以上 ※ < > は中山間地域 (H25以降適用)	50 <55>	32 <32>	18 <13>	
		用排水施設 (大規模) 400ha以上 ※ [ ] はH23新規地区以降適用	55 [55]	34 [28]	11 [17]	
		用排水施設 (小規模) 20ha以上 ※ [ ] はH23新規地区以降適用 ※ < > は中山間地域 (H25以降適用)	50 [50] <55>	39 [29] <39>	11 [21] <6>	
	特定農業用管水路等特別対策事業	県管造成施設 ※ < > は中山間地域 (H25以降適用)	50 <55>	35 <35>	10 <10>	5 <0>
		国管造成施設管理体制整備促進事業	50	50	—	—
	農業用河川工作物等応急対策事業	(大規模)河川応対 総事業費1億円以上	55	37	8	
		(小規模)河川応対 総事業費5,000千円以上 ※ < > は中山間地域 (H25以降適用)	50 <55>	42 <37>	8 <8>	
		(小規模)河川応対 総事業費800千円以上 ※ < > は中山間地域 (H25以降適用)	50 <55>	32 <32>	18 <13>	
	農村災害対策整備事業	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業) ※ < > は中山間地域 (H25以降適用)	50 <55>	29 <29>	14 <14>	7 <2>
	震災対策農業水利施設整備事業	耐震性点検・調査計画事業	100	0	0	
	地すべり対策事業		50	50		
	水質保全対策事業	一般型 (基幹)	50	34	16	
(その他), (併せ行う)		50	32	18		
農村整備事業	地域用水環境整備事業	地域用水環境整備型 歴史的施設保全型	50	25	25	
	中山間地域総合整備事業	生産基盤整備以外 ※ [ ] はH23新規地区以降適用	55	32.5 [30]	12.5 [15]	
		生産基盤整備 ※ [ ] はH23新規地区以降適用	55	32.5 [30]	12.5 [15]	
その他	海岸保全施設整備事業	高潮対策, 侵食対策 ※ ( ) は離島	50 (55)	50 (45)		
		局部改良	1/3	2/3		
		海岸耐震対策緊急事業	50	50		
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業	50	50		
		海岸環境整備	1/3	2/3		
障害防止対策事業		100~66.7	0~16.7	0~16.6		

● 団体営事業

区分	事業名		負担率		
			国	県	その他
農業生産基盤整備・保全事業	水利施設整備事業 基幹水利施設保全型	(対策工事)	50	15	35
	水利施設整備事業 地域農業水利施設保全型	(対策工事) ( )は4法指定地域	50 (55)	15 (15)	35 (30)
	水利施設整備事業 地域用水機能増進型	ソフト事業	50	25	25
	農業水利施設保全合理化事業	( )は中山間地域等	50 (55)	15 (15)	35 (30)
	ため池等整備事業	市町村営 ※10ha未満	50	1	49
	用排水施設等整備事業	市町村営 ※20ha以上	50	1	49
	特定農業用管水路等特別対策事業	特別対策事業(国営造成施設) ※吹付け材の除去復旧に限る	50	21	29
		特別対策事業	50	1	49
	国営造成施設管理体制整備促進事業	操作体制整備型	60	1	39
		管理体制整備型(推進・支援事業) ※[ ]はH19新規地区以降適用	50	25 [ 1]	25 [49]
	土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業	30	30	40
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業	30	30	40	
農村整備事業	集落基盤整備事業	農業生産基盤整備 及び集落基盤整備	50	1	49
		実施設計の策定	50	1	49
	農業集落排水事業	施設等の整備又は改築 ※県の嵩上げは農業集落排水整備推進 交付金	50	—	50
		施設等の調査及び計画の策定	50	1	49
		最適整備構想の策定	100 (定額)	—	—
中山間総合整備事業	基盤整備 施設整備	55	1	44	

● 非公共事業

事業名			負担率		
			国	県	その他
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (基盤整備)	一般地域	基盤整備	50	15	35
		農用地等集団化事業の内換地等調整 と交換分合	50	0	50
		地形図作成業務	50	0	50
	中山間地域	基盤整備	55	15	30
		農用地等集団化事業の内換地等調整 と交換分合	55	0	45
		地形図作成業務	55	0	45
中山間地域等直接支払交付金事業	4法指定地域	1/2	1/4	1/4	
	知事特認地域	1/3	1/3	1/3	
農地・水・環境保全管理支払交付金事業	共同活動支援交付金	1/2	1/4	1/4	
	向上活動支援交付金	1/2	1/4	1/4	
	復旧活動支援交付金	1/2	1/4	1/4	